

市民生活部

1 戸籍・住民基本台帳事務 7-1

(1) 人口・世帯数

令和3年3月31日現在

登録人口	住民基本台帳	男	109,009人	230,970人	世帯数	102,057世帯
		女	121,961人			
	本籍	258,555人		本籍数	107,171戸籍	
	印鑑	148,983人				

※ 平成24年7月9日の住民基本台帳法改正に伴い、外国人住民を含む。

(2) 届出事件数（令和2年度）

（住民票）

種別	異動事由	処理件数	種別	異動事由	処理件数
転入届	転入	5,235	職権記載等	職権記載	1
	未届転入	7		職権回復	13
転居届	転居	5,865		帰化	5
転出届	転出	6,238		職権消除	130
	国外移住	143		国籍喪失	0
世帯変更届	世主変更	180		戸籍届出	2,416
	世帯変更	20	戸籍通知	450	
	世帯合併	162	その他	転出取消	35
	世帯分離	406		職権修正	1,583
職権記載等	出生	1,629	修正	4,132	
	死亡	2,548	合計	31,198	

※ 「その他」の「職権修正」には、転入通知を含む。

（戸籍の附票）

種別	件数
記載	26,868
消除	2,000
計	28,868

(印鑑)

種 別	件 数
登 録	8,583
修 正	5,241
抹 消	8,548
計	22,372

(戸籍事務)

区 分		件 数	区 分		件 数	
1	出 生	2,379	19	帰 化	13	
2	国 籍 留 保	16	20	国 籍 喪 失	2	
3	認 知	34	21	国 籍 選 択	2	
4	養 子 縁 組	189	22	外 国 国 籍 喪 失	0	
5	養 子 離 縁	65	23	氏 の 変 更	25	
6	法 73 条 の 2 ・ 法 69 条 の 2	5	24	名 の 変 更	6	
7	婚 姻	2,348	25	転 籍	1,007	
8	離 婚	564	26	就 籍	0	
9	法 77 条 の 2 ・ 法 75 条 の 2	227	27	訂 正 ・ 更 正	①市町村長職権	75
10	親権・未成年者の後見・後見監督	15			②法 24 条 2 項	24
11	死 亡	3,445			③法 113 条 ・ 114 条	1
12	失 踪	1			④法 116 条	0
13	復 氏	5			⑤続柄の記載更正（嘱託）	0
14	姻 族 関 係 終 了	7			⑥続柄の記載更正（申出）	2
15	相 続 人 廃 除	0			計	102
16	入 籍	578	28	追 完	2	
17	分 籍	42	29	そ の 他	7	
18	国 籍 取 得	0	30	不 受 理 申 出	67	
				計	11,153	

(3) 住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳ネットワークシステムとは、市町村が管理している住民基本台帳を他の市町村や都道府県、指定情報処理機関と専用回線で結んでネットワーク化することで、全国共通の本人確認ができるシステムである。市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事

務処理や、国の機関及び都道府県に対する本人確認情報の提供を行っている。これにより、法律で定められた事務について住民票の写しの添付を省略できたり、全国の市町村で住民票の写しを取得できるようになった。

また、マイナンバー制度の導入に伴い、マイナンバーの付番、マイナンバーカードの交付、マイナンバーカードに搭載される電子証明書の発行等の事務にも使用される。

○ 住民基本台帳ネットワークシステム関係統計表（令和2年度）

月	広域交付 住民票の写し	特例転出入
4	33	392
5	16	85
6	14	100
7	22	107
8	14	113
9	30	120
10	13	127
11	15	93
12	19	114
1	21	116
2	33	163
3	28	802
合計	258	2,332

(4) コンビニ交付サービス

平成28年1月12日から、個人番号カードを利用して、コンビニエンスストアで各種証明書を受け取れるサービスを開始した。

① 利用対象者

マイナンバーカード所有者で利用者証明用電子証明書を発行（カードに記録）し、その暗証番号を認定されている者

② 取り扱う証明の種類

住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書、納税証明書

③ 取得可能な店舗

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン九州株式会社

④ サービス提供時間

午前6時30分から午後11時まで（12月29日～1月3日、保守点検時、店舗営業時間外を除く。）

○ 月別コンビニ交付集計表（令和 2 年度）

月	印鑑登録証明書	住民票の写し	所得課税証明書	納税証明書
4	767	1,064	71	13
5	770	753	58	9
6	923	1,053	437	5
7	771	699	98	1
8	822	748	111	7
9	764	774	177	6
10	880	923	133	9
11	946	908	101	8
12	866	933	76	5
1	965	1,072	99	6
2	1,030	1,241	104	8
3	1,558	2,195	148	15
合計	11,062	12,363	1,613	92

(5) 郵便局証明書発行サービス

市役所から遠隔地にお住まいのお客様の時間的・経済的負担の軽減を目的として、平成 16 年 6 月 1 日から実施している。

① 取扱郵便局

佐賀嘉瀬郵便局、蓮池郵便局、川久保郵便局、北山郵便局、三反田郵便局

② 取扱日時

月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時まで（祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く。）

③ 取り扱う証明書の種類

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍、戸籍の附票の写し、税証明

○ 郵便局証明書発行サービスでの交付枚数（令和 2 年度）

郵便局	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
佐賀嘉瀬	54	51	62	48	26	44	44	33	43	35	63	60	563
蓮池	21	14	21	24	8	18	9	22	26	19	12	25	219
川久保	50	35	29	37	44	25	46	38	37	30	40	67	478
北山	16	4	1	3	2	1	2	2	2	3	3	6	45
三反田	16	1	6	7	4	3	10	5	2	3	3	7	67
合計	157	105	119	119	84	91	111	100	110	90	121	165	1,372

2 総合窓口 7-1

(1) 概要

平成 13 年 10 月 29 日開設

① 「届出のこと」

戸籍の届出、住所の変更、印鑑登録、住所の変更に伴う国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、小中学校の指定等の手続きを一括して取り扱う。

② 「証明書のこと」

住民票の写し、戸籍、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、税証明などの証明書の交付を取り扱う。

③ 「マイナンバーカードのこと」

マイナンバーカードの申請受付・交付等を取り扱う。

(2) 火曜延長窓口サービス（本庁のみ）

開始：平成 12 年 10 月 3 日

① 受付時間

毎週火曜日（祝日を除く）は窓口の受付時間を 2 時間延長し、午前 8 時 30 分から午後 7 時までとする。

② 取扱業務

戸籍の届出、住所の変更、印鑑登録、住民票の写しなどの各種証明書の発行、マイナンバーカードの申請受付・交付等

(3) 日曜窓口サービス（本庁のみ）

開始：平成 16 年 2 月 15 日（同年 6 月 27 日まで試行。その後継続実施）

① 受付時間

毎週日曜日 午前 9 時から 12 時まで、午後 1 時から 4 時まで

② 取扱業務

戸籍の届出、住所の変更、印鑑登録、住民票の写しなどの各種証明書の発行、マイナンバーカードの申請受付・交付等

※ただし、マイナンバーカード業務については、第 3 土曜日に続く日曜日は休止

(4) 繁忙期窓口サービス（本庁のみ）

開始：平成 14 年 3 月（3 月末と 4 月初めの繁忙期に窓口の受付時間を拡大している。）

① 土日窓口サービス（令和 3 年の取組）

令和 3 年 3 月 27 日（土）・3 月 28 日（日）・4 月 3 日（土）・4 月 4 日（日）の 4 日間に、午前 9 時から 12 時まで及び午後 1 時から 4 時までを受付時間として窓口を開設した。

② 平日延長窓口サービス（令和 3 年の取組）

令和 3 年 3 月 23 日（火）から 4 月 5 日（月）までの平日の 10 日間は、窓口の受付時間を 1 時間延長し、午後 6 時までとした。

※ 毎週火曜日は、午後 7 時まで延長

(5) 各種手数料及び取扱件数一覧（令和2年度）

種別	手数料（円）	件数（件）
住民票の写し	300	115,116
住民票記載事項証明書	300	1,913
印鑑登録証明書	300	67,354
戸籍謄本	450	34,598
戸籍抄本	450	8,644
戸籍一部事項証明書	450	37
戸籍記載事項証明書	350	3
除籍謄本	750	43,300
除籍抄本	750	503
除籍一部事項証明書	750	10
除籍記載事項証明書	450	0
受理証明	350・1,400	365
届出証明	350	40
戸籍の附票の写し	300	16,564
住民票閲覧	300	7,694
広域交付住民票の写し	300	290
印鑑登録証再登録	500	3,378
転出証明書	無料	4,513
身分証明書	300	2,541
その他の諸証明	300・無料	1,724
通知カード再交付	500	36
個人番号カード再交付	800	266
自動車臨時運行許可	750	1,417
所得証明書	300	4,675
課税証明書	300	1,640
所得課税証明書	300	17,578
納税証明書	300	4,415
事業所証明書	300	80
固定資産証明書	300	5,952
合計		344,646

※ 税証明については総合窓口取扱分のみ。

(6) キャッシュレス決済サービス

開始：令和3年3月1日（月）

窓口で交付する証明書等の手数料について、電子マネー及びクレジットカードによる支払いを取り扱う。

3 市民サービスセンター 7-1

エスプラッツ 2 階に市民サービスセンターを設置し、各種証明書の発行や、県からの権限移譲により一般旅券の申請受理及び交付事務を行っている。

開始：住民票等の各種証明発行 平成 19 年 8 月 1 日

一般旅券の申請受理及び交付 平成 19 年 9 月 1 日

(1) 窓口時間

平日 午前 10 時から午後 6 時 30 分まで（火曜日は午後 7 時まで）

日曜日 旅券の受け取りのみ可能。時間は正午から午後 4 時まで

閉所日 土曜日・祝日（ただし日曜日が祝日の場合は開所）・年末年始

(2) 取り扱う事務

① 一般旅券申請の受理及び交付（記載事項変更、紛失、渡航先追加、増補申請を含む。）

② 各種証明書の発行（次の証明書の発行を行っている。）

住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍、除籍、身分証明書、戸籍の附票の写し、納税証明書（軽自動車、国民健康保険税に関する証明は除く。）、所得課税証明書、完納証明書、固定資産証明書、事業所証明書

③ マイナンバーカードの交付（令和 3 年 1 月から開始）

○ 市民サービスセンター旅券申請件数及び証明書発行件数（令和 2 年度）

月	旅券申請	戸籍	住民票等	印鑑登録 証明書	諸証明	税証明
4	39	123	257	159	3	54
5	43	109	198	162	2	26
6	60	189	269	157	13	202
7	58	165	179	144	3	57
8	85	144	154	84	1	47
9	42	83	127	88	3	68
10	46	139	156	104	4	49
11	38	85	167	96	3	34
12	53	136	147	91	4	35
1	22	135	165	86	1	40
2	39	131	208	105	5	47
3	64	203	381	161	9	80
合計	589	1,642	2,408	1,437	51	739

4 市民相談 7-1

市民相談コーナーで、市民からの行政一般に関するお尋ねへの対応と、目的に沿った相談事業を実施している。

◎ 本庁1階市民相談コーナーでの相談

令和3年4月1日現在

相談名	開催日時	担当	相談内容
一般相談	月～金曜日 9:00～16:30	市民相談コーナー 担当相談員	市の業務についての意見、日常生活上の悩みごと、心配ごとなど
法律相談	毎週木曜日 13:30～15:30 ※第1・3木曜日は 10:00～12:00も実施	佐賀県弁護士会	民事上の法律問題、土地家屋、相続、離婚、消費者金融等の金銭貸借など
人権・心配ごと 相談	毎週火曜日 13:30～16:30	佐賀県人権擁護 委員連合会	人権を侵害されたと思われる相談、日常生活上の悩みごと、心配ごとなど
税務相談	第1・3水曜日 13:30～16:30	九州北部税理士会 佐賀支部	所得税、法人税、贈与税などの手続き全般
土地建物相談	第2・4月曜日 13:30～16:30	佐賀県宅地建物 取引業協会	借地、借家などの契約及び苦情全般
行政相談	第1・2・3金曜日 13:30～16:00	行政相談委員	役所や特殊法人などに関する相談
行政書士による 相談	第4金曜日 14:00～16:00	佐賀県行政書士会	官公署に提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成にかかる相談
司法書士による 相談	第4水曜日 13:30～16:30	佐賀県司法書士会	登記や供託の手続、法務局等に提出する書類作成に関する相談
土地家屋調査士 による相談	第3月曜日 13:30～16:30	佐賀県土地家屋 調査士会	土地・建物の表題登記や境界問題に関する相談
暴力に関する 相談	月～火、木～金曜日 9:00～16:30	市民相談コーナー 担当相談員	日常生活での暴力に関する悩み、心配ごと

◎ 支所での相談

令和3年4月1日現在

支所名	相談名	開催日時	場所
諸富	人権・行政相談	毎月第4金曜日 13:30~15:30	諸富支所
大和	法律相談	偶数月第2木曜日 13:30~15:30	大和支所
	人権・行政相談	毎月第3木曜日 10:00~12:00	
富士	人権相談	偶数月第4水曜日 10:00~12:00	富士支所
	行政相談	毎月第4水曜日 10:00~12:00	
三瀬	人権・行政相談	毎月第2水曜日 9:30~12:00	三瀬公民館
川副	法律相談	奇数月第2木曜日 13:30~15:30	川副支所
	人権・行政相談	毎月第2水曜日 9:30~12:00	
東与賀	人権・行政相談	毎月第3水曜日 13:30~16:00	東与賀保健福祉センター
久保田	人権相談	偶数月第1木曜日 13:30~15:30	久保田公民館
	行政相談	毎月第2水曜日 10:00~12:00	

◎ 本庁での相談・案内等件数

相談の種類	一般相談	特別相談									その他				合計
		法律相談 (大和・川副支所含む。)	人権・ 心配ごと 相談	税務 相談	土地 建物 相談	行政 相談	行政書士 による 相談	司法書士 による 相談	土地家屋 調査士 による 相談	公証人 による 遺言等 の公証 相談	総合 案内	暴力に 関する 相談	交通 災害 共済 加入 申込	交通 系IC カード 取扱	
R1	1,533	333	26	73	24	9	4	47	12	16	110,025	0	153	6	112,261
R2	1,913	329	24	76	26	8	2	71	29	-	120,618	0	98	64	123,258

※「公証人による遺言等の公証相談」は、平成31年3月から令和2年3月までの実施

※「交通系ICカード取扱」は、令和2年3月から開始

5 つくし斎場 7-1

(1) 施設の概要

- ① 位 置 佐賀市金立町大字金立 1197 番地 465
- ② 敷地面積 5,787 m²
- ③ 建築面積 1,336 m²
- ④ 建物構造 鉄筋コンクリート 2 階建
- ⑤ 施設内容
 - ア 待合棟
 - 1 階 ホール、待合室(5 室)、事務室、応接室、湯沸室、便所、機械室
 - 2 階 ホール、待合室(2 室)、湯沸室、便所
 - イ 火葬棟
 - 受付、ホール、炉前室、拾骨室(3 室)、遺体安置室、作業室、電気室、火葬炉 7 基(1 炉 1 再燃焼炉付)、作業員控室
 - ウ 駐車場
 - 45 台収容
- ⑥ 着工及び竣工 昭和 54 年 2 月 24 日着工 昭和 55 年 3 月 15 日竣工
- ⑦ 業務開始 昭和 55 年 4 月 1 日
- ⑧ 事業費 3 億 8,300 万円

(2) 使用料

令和 3 年 4 月 1 日現在

① 遺がいの火葬 (1 体につき)	市内居住者	市外居住者	
	大人	6,500 円	60,000 円
	子ども (10 歳以下)	4,600 円	40,000 円
② 改葬遺がいの火葬 (1 体につき)	死亡後 3 年未満	死亡後 3 年以上	
	大人	6,500 円	4,600 円
	子ども (10 歳以下)	4,600 円	2,600 円
③ 身体の一部等の焼却	10 kg まで	10 kg を超え 1 kg 増すごとに	
	1,300 円	130 円	
④ 遺体安置室 (24 時間以内) の使用	市内居住者	市外居住者	
	1,300 円	5,200 円	

(3) 利用状況 (令和 2 年度)

区 分		件 数	区 分		件 数
大 人	市 内	1,914 件	死産児	市 内	16 件
	市 外	221 件		市 外	1 件
子 ども	市 内	3 件	身体の一部等		422 kg
	市 外	2 件	安置室使用		81 件

6 川副葬祭公園 7-1

(1) 施設の概要

- ① 位 置 佐賀市川副町大字犬井道 5722 番地
- ② 敷地面積 2,495 m²
- ③ 建築面積 176 m²
- ④ 建物構造 軽量鉄骨平屋建
- ⑤ 施設内容
玄関ホール、休憩室（2 室）、事務室、湯沸室、便所、炉前ホール、機械室、作業室、火葬炉 2 基、駐車場（20 台収容）
- ⑥ 着工及び竣工 昭和 51 年 12 月 20 日着工 昭和 52 年 3 月 31 日竣工
- ⑦ 業務開始 昭和 52 年 6 月 1 日
- ⑧ 事業費 6,250 万円

(2) 使用料

令和 3 年 4 月 1 日現在

① 遺がいの火葬（1 体につき）	市内居住者	市外居住者
	大人	60,000 円
	子ども（12 歳未満）	40,000 円
	死産児	20,000 円
② 改葬遺がいの火葬（1 体につき）	市内居住者	市外居住者
	2,000 円	10,000 円
③ 身体の一部等の焼却	市内居住者	市外居住者
	2,000 円	10,000 円

(3) 利用状況（令和 2 年度）

区 分		件 数	区 分		件 数
大人	市 内	229 件	死産児	市 内	0 件
	市 外	4 件		市 外	0 件
子ども	市 内	1 件	身体の一部等	市 内	1 件
	市 外	0 件		市 外	0 件

7 東与賀火葬場 7-1

(1) 施設の概要

- ① 位 置 佐賀市東与賀町大字田中 172 番地 3
- ② 敷地面積 997 m²
- ③ 建築面積 167 m²
- ④ 建物構造 鉄筋コンクリート一部 2 階建
- ⑤ 施設内容
待合室（和室・ロビー）、拾骨室、炉前ホール、湯沸室、便所、倉庫、管理人控室、火葬炉 1 基、駐車場
- ⑥ 着工及び竣工 昭和 61 年 12 月 10 日着工 昭和 62 年 4 月 25 日竣工
- ⑦ 業務開始 昭和 62 年 5 月 1 日
- ⑧ 事業費 5,318 万円

(2) 使用料

令和 3 年 4 月 1 日現在

① 遺がいの火葬（1 体につき）	市内居住者	市外居住者
大人	6,000 円	60,000 円
子ども（10 歳以下）	4,500 円	40,000 円
死産児	3,000 円	20,000 円
② 改葬遺がいの火葬（1 体につき）	死亡後 3 年未満	死亡後 3 年以上
大人	6,000 円	4,000 円
子ども（10 歳以下）	4,500 円	2,500 円
③ 身体の一部等の焼却	10 kg まで	10 kg を超え 1 kg 増すごとに
	1,000 円	100 円
④ 遺体安置室（24 時間以内）の使用	市内居住者	市外居住者
	1,000 円	4,000 円

(3) 利用状況（令和 2 年度）

区 分		件 数	区 分		件 数
大人	市 内	327 件	死産児	市 内	0 件
	市 外	9 件		市 外	0 件
子ども	市 内	0 件	身体の一部等		0 件
	市 外	0 件	安置室使用		0 件

8 市税 7-2

(1) 市税の一覧

税目	区分	課税客体・納税義務者	申告書等提出期限	納期等
市 民 税	(個人)	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有する個人（均等割、所得割） 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの（均等割） 	(個人) <ul style="list-style-type: none"> 個人申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日 異動届出書 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日 	(個人) <ul style="list-style-type: none"> 普通徴収 <ul style="list-style-type: none"> 第1期 6月1日～6月末日 第2期 8月1日～8月末日 第3期 10月1日～10月末日 第4期 12月1日～12月28日 特別徴収 月割額を徴収した月（6月から翌年5月までの月）の翌月10日
	(法人)	<ul style="list-style-type: none"> 市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割、法人税割） 市内に寮、宿泊所等を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所を有する公益法人で収益事業を行わないもの（均等割） 市内に事務所や事業所がある法人課税信託の受託者（法人税割） 	(法人) <ul style="list-style-type: none"> 中間申告 事業年度開始日から6カ月を経過した日から2カ月以内 確定申告 事業年度終了日の翌日から2カ月以内（提出期限の特例あり） 	(法人) <ul style="list-style-type: none"> 申告書の提出期限
固定資産税		土地 家屋 償却資産 } 当該固定資産の所有者	<ul style="list-style-type: none"> 償却資産 1月31日 	<ul style="list-style-type: none"> 第1期 5月1日～5月末日 第2期 7月1日～7月末日 第3期 9月1日～9月末日 第4期 11月1日～11月末日
軽自動車税 (環境性能割)		3輪以上の軽自動車の取得者 <ul style="list-style-type: none"> 自動車の燃費性能などに応じて、取得された車両（取得価額50万円を超えるもの）に対して課税 	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車の登録（届出） 	と併せて申告・納付
軽自動車税 (種別割)		原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 2輪の小型自動車 } 所有者又は使用者	<ul style="list-style-type: none"> 取得申告 軽自動車等の所有者等となった日から15日以内 廃車申告 軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内 	<ul style="list-style-type: none"> 5月11日～5月末日
市たばこ税		<ul style="list-style-type: none"> 市内の小売販売業者に製造たばこを売り渡した「製造たばこの製造者」、「特定販売業者」又は「卸売業者」 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の販売につき翌月末日までに申告・納付 	
特別土地保有税			<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度以降、当分の間、新たな課税の停止 	
入湯税		<ul style="list-style-type: none"> 鉱泉浴場の入湯客 	<ul style="list-style-type: none"> 鉱泉浴場の経営者などが翌月15日までに申告・納付 	
都市計画税		<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内に所在する土地家屋の所有者 		<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税と同じ
国有資産等所在市交付金		国・地方公共団体所有の 固定資産で貸付資産等 } 国 地方公共団体		<ul style="list-style-type: none"> 6月30日

賦課期日	課税標準及び税率																															
1月1日 (個人市民税のみ)	(個人) ・ 個人市民税課税標準額＝所得金額－所得控除額 ・ 個人所得割 税率＝6/100 ・ 個人均等割 3,500円	※千円未満切捨																														
	(法人) ・ 法人市民税課税標準額＝法人税額(国税) ・ 法人税割 法人税額の8.4/100 (平成26年9月30日以前に始まる事業年度分は、法人税額の14.7/100) (平成26年10月1日から令和元年9月30日までに始まる事業年度分は、法人税額の12.1/100) ・ 法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人等の区分</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金等の額が50億円を超え従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td></td> <td>3,600,000円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が10億円を超え50億円以下従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td></td> <td>2,100,000円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が10億円を超え従業員数の合計数が50人以下のもの</td> <td></td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1億円を超え10億円以下従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td></td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1億円を超え10億円以下従業員数の合計数が50人以下のもの</td> <td></td> <td>192,000円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1千万円を超え1億円以下従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td></td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1千万円を超え1億円以下従業員数の合計数が50人以下のもの</td> <td></td> <td>156,000円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1千万円以下従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td></td> <td>144,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>60,000円</td> </tr> </tbody> </table>	法人等の区分		税額	資本金等の額が50億円を超え従業員数の合計数が50人を超えるもの		3,600,000円	資本金等の額が10億円を超え50億円以下従業員数の合計数が50人を超えるもの		2,100,000円	資本金等の額が10億円を超え従業員数の合計数が50人以下のもの		492,000円	資本金等の額が1億円を超え10億円以下従業員数の合計数が50人を超えるもの		480,000円	資本金等の額が1億円を超え10億円以下従業員数の合計数が50人以下のもの		192,000円	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下従業員数の合計数が50人を超えるもの		180,000円	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下従業員数の合計数が50人以下のもの		156,000円	資本金等の額が1千万円以下従業員数の合計数が50人を超えるもの		144,000円	上記以外の法人等		60,000円
法人等の区分		税額																														
資本金等の額が50億円を超え従業員数の合計数が50人を超えるもの		3,600,000円																														
資本金等の額が10億円を超え50億円以下従業員数の合計数が50人を超えるもの		2,100,000円																														
資本金等の額が10億円を超え従業員数の合計数が50人以下のもの		492,000円																														
資本金等の額が1億円を超え10億円以下従業員数の合計数が50人を超えるもの		480,000円																														
資本金等の額が1億円を超え10億円以下従業員数の合計数が50人以下のもの		192,000円																														
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下従業員数の合計数が50人を超えるもの		180,000円																														
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下従業員数の合計数が50人以下のもの		156,000円																														
資本金等の額が1千万円以下従業員数の合計数が50人を超えるもの		144,000円																														
上記以外の法人等		60,000円																														
1月1日	・ 税率＝1.4/100 ・ 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																															
	・ 3輪以上の軽自動車	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>税率(自家用)</th> <th>税率(営業用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車・プラグインハイブリッド車等</td> <td></td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリン車・ハイブリット車等</td> <td>令和12年度燃費基準75%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準60%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成車</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和12年度燃費基準55%以上達成車</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の軽自動車(3輪以上)</td> <td></td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ガソリン車、ハイブリット車については、平成17年排出ガス基準値比75%低減達成車(★★★★)または平成30年排出ガス基準値比50%低減達成車(★★★)に限る。 ・令和3年12月31日までの間に自家用の乗用車を取得した場合は、上記の税率から1.0%分を軽減。</p>	区分		税率(自家用)	税率(営業用)	電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車・プラグインハイブリッド車等		非課税	非課税	ガソリン車・ハイブリット車等	令和12年度燃費基準75%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成車	非課税	非課税	令和12年度燃費基準60%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%		令和12年度燃費基準55%以上達成車	2.0%	1.0%	上記以外の軽自動車(3輪以上)		2.0%	2.0%							
区分		税率(自家用)	税率(営業用)																													
電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車・プラグインハイブリッド車等		非課税	非課税																													
ガソリン車・ハイブリット車等	令和12年度燃費基準75%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成車	非課税	非課税																													
	令和12年度燃費基準60%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%																													
	令和12年度燃費基準55%以上達成車	2.0%	1.0%																													
上記以外の軽自動車(3輪以上)		2.0%	2.0%																													
4月1日	・ 原動機付自転車、小型特殊自動車、2輪の軽自動車及び2輪の小型自動車	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>税率(年税額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超えるもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用のもの その他のもの</td> <td>2,400円 5,900円</td> </tr> <tr> <td>2輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下)</td> <td></td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)</td> <td></td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		税率(年税額)	原動機付自転車	50cc以下	2,000円	50ccを超え90cc以下	2,000円	90ccを超えるもの	2,400円	小型特殊自動車	ミニカー	3,700円	農耕作業用のもの その他のもの	2,400円 5,900円	2輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下)		3,600円	2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		6,000円									
区分		税率(年税額)																														
原動機付自転車	50cc以下	2,000円																														
	50ccを超え90cc以下	2,000円																														
	90ccを超えるもの	2,400円																														
小型特殊自動車	ミニカー	3,700円																														
	農耕作業用のもの その他のもの	2,400円 5,900円																														
2輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下)		3,600円																														
2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		6,000円																														
	・ 3輪以上の軽自動車	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="3">税率(年税額)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両</th> <th>平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両</th> <th>最初の新規検査から13年を経過した車両(経年重課)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">3輪(排気量660cc以下)</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪(排気量660cc以下)</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※動力源又は内燃機関の燃料が電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン・電力併用の軽自動車及び被けん引車は重課の対象外</p>	区分		税率(年税額)					平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を経過した車両(経年重課)	3輪(排気量660cc以下)		3,100円	3,900円	4,600円	4輪(排気量660cc以下)	乗用	営業用	5,500円	6,900円	自家用	7,200円	10,800円	貨物	営業用	3,000円	3,800円	自家用	4,000円	5,000円
区分		税率(年税額)																														
		平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を経過した車両(経年重課)																												
3輪(排気量660cc以下)		3,100円	3,900円	4,600円																												
4輪(排気量660cc以下)	乗用	営業用	5,500円	6,900円																												
		自家用	7,200円	10,800円																												
	貨物	営業用	3,000円	3,800円																												
		自家用	4,000円	5,000円																												
	・ 3輪以上の軽自動車(グリーン化特例(軽課)適用後) ※基準達成車両のみ	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="3">税率(年税額)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>約25%軽減</th> <th>約50%軽減</th> <th>約75%軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">3輪(排気量660cc以下)</td> <td>3,000円</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪(排気量660cc以下)</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,200円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>8,100円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>2,900円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>3,800円</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・令和3年4月以降に取得した場合は、乗用かつ営業用の車両に限り約50%・約25%軽減を適用。(網掛け部分には適用されない。)</p>	区分		税率(年税額)					約25%軽減	約50%軽減	約75%軽減	3輪(排気量660cc以下)		3,000円	2,000円	1,000円	4輪(排気量660cc以下)	乗用	営業用	5,200円	3,500円	自家用	8,100円	5,400円	貨物	営業用	2,900円	1,900円	自家用	3,800円	2,500円
区分		税率(年税額)																														
		約25%軽減	約50%軽減	約75%軽減																												
3輪(排気量660cc以下)		3,000円	2,000円	1,000円																												
4輪(排気量660cc以下)	乗用	営業用	5,200円	3,500円																												
		自家用	8,100円	5,400円																												
	貨物	営業用	2,900円	1,900円																												
		自家用	3,800円	2,500円																												
	・ 売渡本数1,000本につき6,122円(令和3年10月1日から6,552円)																															
	・ 宿泊する者 1人1泊につき150円																															
1月1日	・ 税率＝0.25/100																															
	・ 算定標準額の1.4/100 ※法で特別定めのあるものを除き、算定標準額は前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格																															

(2) 市税の調定状況

(単位：円，%)

科目	年度		令和元年度		令和2年度	
	区分		調定額	対前年比	調定額	対前年比
市民税	個人	現年分	11,739,626,675	98.4	12,069,945,876	102.8
		繰越分	87,050,391	101.1	86,014,617	98.8
		小計	11,826,677,066	98.5	12,155,960,493	102.8
	法人	現年分	3,057,684,800	96.4	2,651,032,400	86.7
		繰越分	11,611,114	109.7	18,280,853	157.4
		小計	3,069,295,914	96.5	2,669,313,253	87.0
	合計		14,895,972,980	98.0	14,825,273,746	99.5
固定資産税	現年分		12,422,824,600	102.2	12,619,389,100	101.6
	繰越分		104,420,003	84.1	103,706,380	99.3
	小計		12,527,244,603	102.0	12,723,095,480	101.6
	交付金		114,520,600	77.9	115,064,800	100.5
	合計		12,641,765,203	101.7	12,838,160,280	101.6
軽自動車税	環境性能割		6,081,600	-	20,997,400	345.3
	種別割	現年分	699,336,700	103.4	721,761,400	103.2
		繰越分	8,925,134	115.1	9,306,303	104.3
	合計		714,343,434	104.4	752,065,103	105.3
市たばこ税	現年分		1,551,273,562	99.5	1,506,562,727	97.1
	繰越分		0	-	0	-
	合計		1,551,273,562	99.5	1,506,562,727	97.1
入湯税	現年分		16,263,300	93.3	9,450,750	58.1
	繰越分		0	-	22,650	-
	合計		16,263,300	93.3	9,473,400	58.3
都市計画税	現年分		1,352,674,100	101.7	1,369,954,000	101.3
	繰越分		11,742,205	81.9	11,405,072	97.1
	合計		1,364,416,305	101.5	1,381,359,072	101.2
総計	現年分		30,960,285,937	99.9	31,084,158,453	100.4
	繰越分		223,748,847	92.1	228,735,875	102.2
	合計		31,184,034,784	99.9	31,312,894,328	100.4

(3) 市税の決算状況

(単位：円，%)

科目	年度 区分	令和元年度			令和2年度			
		収入額	収納率	対前年比	収入額	収納率	対前年比	
市民税	個人	現年分	11,690,858,596	99.6	98.4	11,942,970,004	99.0	102.2
		繰越分	44,815,676	51.5	105.5	42,424,169	49.3	94.7
		小計	11,735,674,272	99.2	98.4	11,985,394,173	98.6	102.1
	法人	現年分	3,046,571,623	99.6	96.3	2,625,569,611	99.0	86.2
		繰越分	2,520,489	21.7	73.9	3,401,921	18.6	135.0
		小計	3,049,092,112	99.3	96.2	2,628,971,532	98.5	86.2
合計	14,784,766,384	99.3	98.0	14,614,365,705	98.6	98.8		
固定資産税	現年分	12,398,364,160	99.8	102.3	12,411,399,300	98.4	100.1	
	繰越分	22,238,266	21.3	91.5	18,445,990	17.8	82.9	
	小計	12,420,602,426	99.2	102.2	12,429,845,290	97.7	100.1	
	交付金	114,520,600	100.0	77.9	115,064,800	100.0	100.5	
	合計	12,535,123,026	99.2	102.0	12,544,910,090	97.7	100.1	
軽自動車税	環境性能割	6,081,600	100.0	-	20,997,400	100.0	-	
	種別割	現年分	694,950,152	99.4	103.6	718,000,581	99.5	103.3
		繰越分	3,842,666	43.1	113.3	3,700,767	39.8	96.3
	合計	704,874,418	98.7	104.5	742,698,748	98.8	105.4	
市たばこ税	現年分	1,551,273,562	100.0	99.5	1,506,562,727	100.0	97.1	
	繰越分	0	-	-	0	-	-	
	合計	1,551,273,562	100.0	99.5	1,506,562,727	100.0	97.1	
入湯税	現年分	16,240,650	99.9	93.2	9,450,750	100.0	58.2	
	繰越分	0	-	-	22,650	100.0	-	
	合計	16,240,650	99.9	93.2	9,473,400	100.0	58.3	
都市計画税	現年分	1,350,010,698	99.8	101.8	1,347,374,752	98.4	99.8	
	繰越分	2,664,352	22.7	97.5	2,069,750	18.2	77.7	
	合計	1,352,675,050	99.1	101.7	1,349,444,502	97.7	99.8	
総計	現年分	30,868,871,641	99.7	99.9	30,697,389,925	98.8	99.4	
	繰越分	76,081,449	34.0	99.7	70,065,247	30.6	92.1	
	合計	30,944,953,090	99.2	99.9	30,767,455,172	98.3	99.4	

(4) 歳入に占める市税割合

(単位：千円)

区分	年度	29年度	30年度	元年度	2年度
一 般 会 計		102,067,266	100,361,834	102,511,075	133,968,677
市 税		30,405,845	30,963,403	30,944,953	30,767,455
割 合 (%)		29.8	30.9	30.2	23.0

(5) 原動機付自転車・軽自動車保有台数

(単位：台)
(各年4月1日現在)

種 別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
総 数	101,937	102,357	102,895	103,197	103,157
原 自 動 機 付 車					
50cc 以 下	8,945	8,540	8,139	7,749	7,239
50cc を 超 え 90cc 以 下	896	864	855	852	829
90cc を 超 え る も の	1,403	1,438	1,535	1,568	1,645
小 計	11,244	10,842	10,529	10,169	9,713
軽 自 動 車					
2 輪 の も の	2,035	2,088	2,122	2,138	2,240
3 輪 の も の	3	4	5	6	6
4 輪 乗 用	61,037	61,908	62,791	63,427	63,854
4 輪 貨 物	18,434	18,270	18,068	17,890	17,842
小 計	81,509	82,270	82,986	83,461	83,942
小 自 型 特 殊 車					
農 耕 作 業 用	5,639	5,657	5,673	5,729	5,546
そ の 他	578	603	632	681	696
小 計	6,217	6,260	6,305	6,410	6,242
2 輪 の 小 型 自 動 車	2,967	2,985	3,075	3,157	3,260

9 交通安全・防犯 2-3

(1) 交通安全対策

交通安全を確保するため、警察などの関係機関と連携し、高齢者や幼児、児童への交通安全教育や、佐賀市交通安全指導員などとの交通安全運動を積極的に啓発する事業。

○ 交通事故発生状況

平成 30 年			令和 元年			令和 2 年		
発生	死者	傷者	発生	死者	傷者	発生	死者	傷者
1,874	11	2,417	1,721	5	2,268	1,344	13	1,716

(2) 暴走族等追放対策

暴走族のいない安全で安心な市民生活の構築は市民全体の願いである。そのため、暴走族への加入防止、暴走族からの離脱促進といった活動に市民自らが携わり、暴走族等を許さない社会環境を実現するための事業。

① 暴走族等追放条例の制定、施行

『佐賀市暴走族等追放条例』を制定し、暴走族等の追放に関して、市はもとより、市民、保護者等の責務を明らかにし、また、暴走行為をあおる行為を規制することで、暴走族等のいないまちづくりを推進し、もって市民生活の安全と平穏を確保する。

② 佐賀市暴走族追放審議会の設置、運営

条例施行に合わせ、佐賀市暴走族追放審議会（委員 18 名以内）を設置し、本市の暴走族の実情に合わせた効果的な暴走族等の追放のための施策や重点区域及び重点禁止区域の指定について審議していく。

(3) 交通災害共済制度

交通事故による災害の財政的負担を軽減し、生活を安定させ、交通安全と交通事故防止に対する意識の高揚を図るため、佐賀県市町総合事務組合が運営主体となり実施する事業。

① 制度のあらまし

- 市民であれば、だれでも年額一人 500 円の掛金で加入できる。
- 共済期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで。4 月 1 日以降の加入の場合、共済期間は手続き完了日の翌日からとなる。翌年度分の受付は、2 月 1 日から開始する。

② 災害見舞金表

区分	災害の程度	見舞金額
交通事故証明書有り	死亡	100 万円
	自賠法施行令別表第 1 及び別表第 2 の第 1 級に該当する後遺障害	100 万円
	入院・通院実日数 150 日以上	10 万円
	” 100 日以上	5 万円
	” 50 日以上	3 万 5 千円
	” 25 日以上	2 万 5 千円
	” 10 日以上	1 万 5 千円
現認書のみのみ	” 25 日以上	2 万円
	” 10 日以上	1 万 2 千円

ア 対象となる交通事故

国内で一般交通の用に供する道路、公共駐車場、鉄道、定期航路等における、自転車、バイク、自動車、電車、定期旅客船、フェリー、旅客航空機等の走行（運行）中の交通事故による人身事故。または、歩行中のこれらの交通乗用具との衝突。

イ 対象とならない事故

交通事故の原因が加入者の故意、無免許、自殺、犯罪行為、天災等による場合。
私有地、公園、広場、河川敷等の一般に通行できない場所での事故。

③ 佐賀県市町交通災害共済制度の加入実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
加 入 者 数 (人)	6,445	5,803	5,109
年 掛 け 金 (円)	500	500	500
掛け金（保険料）合計（円）	3,222,500	2,901,500	2,554,500
加 入 率 (%)	2.8	2.5	2.2

(4) 生活安全対策

市民の生活安全意識の高揚、自主的な生活安全運動の推進、及び生活安全のための環境整備を図り、もって安全で住み良い社会を実現するための事業。

① 生活安全推進条例の制定、施行

市民の生活安全を確保するため、市及び市民等の責務を明らかにし、生活安全のための啓発活動や自主的活動を推進し、市民生活の安全と安心を確保する。

② 佐賀市生活安全推進協議会の設置、運営

条例施行に合わせ、佐賀市生活安全推進協議会（委員 20 名以内）を設置し、市民の生活安全の確保を推進するための対策などについて協議、意見する。（年間 1 回開催予定）

(5) 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するための事業。

① 佐賀市犯罪被害者等支援条例の制定、施行

生活安全課に総合相談窓口を設置し、犯罪被害者等の支援については、庁内関係各課及び県、県警察、NPO法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS等の関係機関と連携を図りながら、状況に応じた適切な支援を行う。

② 見舞金の支給

犯罪被害を受けたことによる経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金として見舞金を支給する。

名 称	遺族見舞金	傷害見舞金
金 額	30 万円	10 万円
対 象	被害者遺族	全治 1 ヶ月以上の重傷病を負った被害者本人

(6) 防犯対策

青少年の非行や犯罪を抑止又は防止するための啓発活動や自主防犯活動を推進し、犯罪の発生を減少させるための事業。

○ 犯罪発生状況 (単位：件)

平成30年			令和元年			令和2年		
窃盗犯	その他 刑法犯	計	窃盗犯	その他 刑法犯	計	窃盗犯	その他 刑法犯	計
955	356	1,311	857	294	1,151	744	318	1,062

(7) 防犯灯対策

市民等の夜間における犯罪及び交通事故を抑止し、生活安全を確保するため、LED防犯灯の設置を推進する。その防犯灯を維持管理する自治会等を支援する事業。

※防犯灯のLED化を推進するため、平成26年度から助成の見直しを行った。(平成26～28年度経過措置。平成29年度から現行制度。)

① 防犯灯設置助成金制度(令和2年度)の内容

助成金の区分			助成対象経費	助成限度額
設置費	新規設置	新たに電柱等に設置	1灯当たり設置に要した経費の2分の1	5,200円
		新たに灯柱を立てて設置	1基当たり設置に要した経費の2分の1	20,800円
補修費	補修	灯柱を取り替える場合	1基当たり補修に要した経費の4分の3	9,000円
		防犯灯の照明部分を補修する場合	1灯当たり補修に要した経費の4分の3	3,900円

② 防犯灯助成の実績

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
助成件数	新設灯数	136灯	95灯	116灯
	補修灯数	15灯	37灯	41灯
助成金額		926,800円	763,100円	929,300円

10 消費生活 2-3

(1) 消費者啓発

経済社会環境の変化に即応し、自主的かつ合理的に行動する自立した消費者を育成・支援するための事業。

① 消費生活フェアの開催

消費者が安全安心で心豊かに暮らすための知識や情報を発信し、自主的・主体的に行動できるような消費者啓発の場を提供する。

② 消費者月間記念事業の実施

5月の「消費者月間」、5月30日の「消費者の日」にあわせ、消費者意識の喚起を目的として、啓発キャンペーン等を実施する。

③ 楽しいくらしの講座の開催

児童やその保護者を対象に金銭教育や食の在り方などについての講座を開催し、消費生活に係る価値判断や意思決定能力を育む機会を提供する。

④ 消費生活サポーターの育成

地域で、自主的な見守りや啓発を行い、消費者被害の未然防止、拡大防止等に資する消費生活サポーターを育成する。養成講座、啓発講座や情報提供を実施する。

⑤ 地域連携型佐賀大学公開講座の開催

佐賀大学と連携し、一般市民を対象に消費生活に係る情報を提供する講座を開催する。

⑥ 出前講座の開催

各種団体、グループ等からの要請により講師の派遣を行い、地域で消費者被害防止などについて出前講座を開催する。

○ 出前講座開催件数と参加人数

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開 催 件 数	48 件	40 件	18 件
参 加 人 数	1,387 人	1,100 人	384 人

⑦ その他一般的啓発

複雑多様化する消費者問題に対応するための情報を、市報・市ホームページなどに掲載するほか、市営バス車内広告の掲載や福祉の関係機関にチラシやパンフレットの配布を実施する。

また、小中学校、大学等にパンフレットを提供し、若年者の教育に寄与する。

(2) 消費者団体の育成

消費者団体の活動に対する支援、助言、補助金の交付等を行う。

○ 補助金交付実績

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
団 体 数	8	7	7
会 員 数	198	152	141
交 付 額	240 千円	210 千円	210 千円

(3) 消費者保護

① 消費生活相談

消費者と事業者との間に生じた苦情・トラブル等の相談に対して、佐賀市消費生活センターに配置する消費生活相談員が、解決のための助言及びあっせんを行う。

ア 相談窓口一覧

相談窓口	相談日時	電話番号
佐賀市消費生活センター	月～金曜日 9:00～16:00	40-7087 (佐賀市消費生活センター)
諸富支所	第2・第4木曜日 9:00～15:00	
大和支所	毎週水曜日 9:00～15:00	
富士支所	第2・第4火曜日 9:00～15:00	
三瀬支所	第2金曜日 9:00～15:00	
川副支所	毎週月曜日 9:00～15:00	
東与賀支所	第1・第3木曜日 9:00～15:00	
久保田支所	第1・第3金曜日 9:00～15:00	

※ 支所の相談窓口は予約制で、相談日前日12時までの受付

イ 消費生活相談件数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	1,477件	1,348件	1,420件

ウ 消費生活相談内容（令和2年度、上位10位）

順位	内容	件数 (%)
1	デジタルコンテンツ	123 (8.7%)
2	役務その他(結婚相談・祈祷等)	87 (6.1%)
3	健康食品	85 (6.0%)
4	多重債務	81 (5.7%)
5	インターネット回線契約	65 (4.6%)
6	リフォーム工事	60 (4.2%)
7	携帯電話	55 (3.9%)
8	化粧品	50 (3.5%)
9	不動産賃貸借	40 (2.8%)
10	他の保健衛生品(マスク等)	33 (2.3%)

② 無料法律相談会の実施

佐賀県弁護士会（消費者問題委員会）に所属の弁護士による、昼間に月4回、夜間に月1回の無料法律相談を実施

③ 生活困窮者・多重債務者等対策会議の開催

多重債務者対策、生活困窮者自立支援対策および子どもの貧困対策について、連携を深め多角的に対策を講じるため、「生活困窮者・多重債務者等対策会議」を設置・開催し、各部局の連携強化を図る。

④ 消費生活関連法の立入検査

ア 消費生活用製品安全法による立入検査

イ 家庭用品品質表示法による立入検査

ウ 電気用品安全法による立入検査

エ ガス事業法に基づく立入検査

オ 液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律に基づく立入検査

(4) 計量事務

計量法に基づく適正な計量の実施を確保し、一般消費者の利益と安全を図るため、事業者を対象とした特定計量器の定期検査や立入検査及び一般消費者を対象とした計量啓発事業を行う。

① 特定計量器の定期検査

取引・証明のために用いられる特定計量器の定期検査（2年ごと）が義務付けられている。佐賀市では旧市内と旧町村に分け、毎年交互に検査を実施している。

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実 施 区 域	旧町村	旧市内	旧町村	旧市内
受 検 数	613 件	765 件	614 件	760 件
計 量 器 数	1,174 台	2,248 台	1,176 台	2,169 台

② 商品量目立入検査

大規模小売店舗において計量販売されている商品の内容量が正しく計量されているかを検査する。

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
店 舗 数	20 店舗	20 店舗	20 店舗
検 査 個 数	642 個	651 個	662 個

③ その他の立入検査・調査

上記以外の特定計量器に関する調査や立入検査を実施する。

④ 計量啓発事業

一般市民に対して、佐賀県計量協会の協力などにより、計量行政に関する理解と適正計量への関心を高める。

1 1 人権・同和政策 6-3

(1) 同和行政推進機関

- ① 佐賀市同和対策推進委員会（29名程度）
 - 委員長 市民生活部を担当する副市長
 - 副委員長 市民生活部長
 - 委員 各部長、市長事務部局の部副部長、各支所長、委員長が指名する者
 - 幹事 職員のうちから委員長が任命
 - 目的 同和対策事業に関する重要事項の調査・審議
 - ② 佐賀市部落差別撤廃・人権擁護審議会（15名以内）
 - 会長 1名
 - 副会長 1名
 - 委員 13名以内
 - 目的 人権・同和問題に関する重要事項の調査・審議
- ※ 委員は、学識経験を有する者及び各種団体から推薦を受けたものから市長が委嘱

(2) 隣保館

- ① 隣保館の設置目的
地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、地域住民に対して生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を行い、もって地域住民の社会的、経済的、文化的生活の向上を図ることを目的とする。
- ② 名称 佐賀市隣保館
 - 着工 昭和61年10月24日
 - 完成 昭和62年3月16日
 - 開館 昭和62年4月1日
 - 所在地 佐賀市多布施三丁目16番10号
 - 構造 鉄骨2階建
 - 建物 延床面積340平方メートル
 - 内容 1階 事務室 調理実習室 児童研修室
2階 保健相談室 和室（教養娯楽室） 大会議室
- ③ 隣保館の組織及び職員構成
 - ア 組織
市民生活部-----人権・同和政策・男女参画課-----隣保館
 - イ 職員構成
 - 館長 1名
 - 職員 3名
- ④ 事業
 - ア 各種相談事業
 - i 生活相談
地域住民の生活上の各種相談を受け、適切な助言と指導を行い、関係機関と十分な

連携を取り合って、生活の安定と向上を図る。

ii 健康相談

地域住民の健康上の相談を受け、関係機関と十分な連携をとりあって、適切な助言と指導を行い、健康維持、増進を図る。

iii 福祉相談

生活困窮者、身体障がい者、高齢者、母子、父子家庭の生活向上と安定のため各関係課と十分に連携をとりあって指導助言を行う。

iv その他の相談

青少年健全育成、教育問題、住宅問題、人権、職業等にかかわる相談を受け、関係機関と十分に連携をとりあって指導助言を行い、地域住民の生活の向上を図る。

イ 啓発活動

i 憲法の理念である人権尊重の立場から、人権擁護思想の普及及び高揚に努める。

ii 学習会、各種教室の開催

成人解放学習会 識字学級 書道教室 生花教室 フォークダンス教室 茶道教室等

⑤ 佐賀市隣保館運営審議会

委員 10名以内

任務 隣保館に関する重要事項の調査審議

※ 委員は、各種団体代表者等から市長が委嘱

(3) 人権・同和教育及び啓発

① 社会人権・同和教育の推進

人権・同和教育について、広く市民の認識と理解を深めるため、生涯を通じた人権・同和教育を進め、すべての市民の人権が尊重され、共に支えあい、共に生きる「共生社会の実現」をめざす。

ア 人権・同和教育問題研修会等の開催

人権ふれあい学級、同和教育問題講演会、人権ふれあい講演会等を開催し、人権・同和教育の推進を図る。

イ 人権・同和教育推進体制の充実

地域社会人権・同和教育推進協議会と協力し、推進体制の充実や人権啓発推進リーダーの育成を図る。

ウ 人権・同和教育機会の拡充

地域や企業等に対する講師の派遣や研修教材の提供等による自主的な研修会に対する支援を通して、人権・同和教育の推進を図る。

エ 教育集会所等の機能充実

地域住民の生活の改善・安定と福祉の向上を図るため、相談事業の充実・強化等、必要な施策を実施するとともに、地域のコミュニティセンターとして、教育集会所等の機能の充実を図る。

② 啓発活動の推進

人権・同和教育に対する正しい認識と理解をいっそう深めるため、啓発活動を推進していく。

ア 広報誌等による啓発

市報やホームページに、人権・同和問題の記事や身近な人権問題を題材にした人権コラムを掲載する。また、メディアを活用した啓発もあわせて行う。

イ 街頭キャンペーンによる啓発

関係機関と連携して啓発文を掲載したチラシやグッズを配布し、市民の人権・同和問題に対する関心を深めるとともに、人権相談窓口の周知を行う。

ウ 教育・啓発に係る調査・研究

市民意識調査や各種研修会及び講演会等の参加者へアンケート調査を行い、人権・同和問題を自分自身の問題として捉えるための教育・啓発のあり方に関する調査・研究の推進を図る。

1 2 男女共同参画 6-4

(1) 佐賀市男女共同参画を推進する条例

佐賀市における男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、男女一人ひとりが互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、平成 20 年 4 月 1 日に「佐賀市男女共同参画を推進する条例」を施行。前文と 6 章（全 21 条）から成り、「市」「市民」「事業者」「自治組織等」「教育に携わる者」それぞれの責務と市の基本的施策を定め、積極的に推進していくこととしている。

(2) 第 4 次佐賀市男女共同参画計画

「佐賀市男女共同参画を推進する条例」に定める基本計画として、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するため「第 4 次佐賀市男女共同参画計画 一人ひとりが輝くダイバーシティ社会の実現へ」を策定。「男女共同参画社会の実現」をめざし、次の 5 つの基本方向を掲げて具体的な推進を図っている。

基本方向 I	人権の尊重と男女共同参画の意識づくり
基本方向 II	男女がお互いを認め合う社会づくり
基本方向 III	あらゆる分野への男女共同参画を促す社会づくり
基本方向 IV	男女が共に働きやすい環境づくり
基本方向 V	ドメスティック・バイオレンス（DV）のない社会づくり

(3) 男女共同参画社会推進への啓発事業

① パートナーデー推進事業

男女共同参画を身近に感じ理解してもらうために、4 月 14 日を家庭、職場、学校、地域などで日頃お世話になっている人に感謝の気持ちを伝える日 “パートナーデー” として発信している。また、メッセージカードを作成し、講座や市の公共施設等で市民に配布している。

② 女・男フォーラム等の開催

市民を対象に男女共同参画に対する理解を深めるため、女・男フォーラムを開催し、記念講演等を実施している。その他大学や公民館等において男女共同参画講座を行っている。

③ 情報の発信

市民向けには、男女共同参画に関する情報や啓発記事を掲載した情報誌「ばすぽーと」を年 2 回発行するとともにホームページに掲載している。庁内向けには、「男女共同参画の窓から」を配信し、市職員の意識啓発を行っている。

(4) 男女共同参画に関する調査・促進事業

① 佐賀市男女共同参画審議会

条例に基づき、市民及び学識経験者等の 15 名以内で構成する「佐賀市男女共同参画審議会」を設置しており、男女共同参画推進のための調査や審議を行っている。

② 男女共同参画に関する調査

男女共同参画社会形成の進捗把握の指標として「各種審議会等における女性の参画状況調査」を行っている。また、計画に沿った各課事業の進捗状況について毎年調査を実施している。

【法令に基づく各種審議会・委員会等における女性委員の参画率の推移（％）】

年 度	28	29	30	R1	R2
参 画 率	43.4	42.3	42.8	43.3	44.2

③ 女性人材リストの拡充と活用

各分野にわたって専門的な知識や技術を有する女性や市政に関心を持つ女性を登録する人材リストを作成し、各種審議会等への委員推薦や公募委員の募集、セミナー講師派遣に活用している。（自薦・他薦 随時受付）

④ 意識調査の実施

市民の現状や意識を反映した男女共同参画施策展開を行うため、5年ごとに「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施している。また、職員の男女共同参画意識を把握するため、「男女共同参画に関する佐賀市職員意識調査」を実施している。

⑤ 相談窓口の設置

市が行う施策のうち、男女共同参画の推進を阻害すると思われるものに対する意見や、性別による差別扱いを受けたことに対する相談等を受ける窓口を設けている。

(5) ワーク・ライフ・バランス推進事業

ワーク・ライフ・バランスの取組を促進するために、仕事と家庭の両立や男女とも働きやすい職場づくりに取り組む企業を男女共同参画推進協賛事業所として、佐賀市のホームページ等でPRする。また、有識者による公開セミナー等を開催したり、男女共同参画協賛事業所に呼びかけ、家事・育児に積極的な男性を募集し、新聞・市報・ホームページで紹介したりする。